

船舶インシデント調査報告書

令和4年7月6日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和3年11月6日 13時00分ごろ
発生場所	福井県福井市福井港西方沖 福井南防波堤灯台から真方位270° 860m付近 （概位 北緯36° 12.3′ 東経136° 06.2′）
インシデントの概要	プレジャーボートアイリス ^{フアイブ} Vは、漂流中、船外機を始動することができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年12月20日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート アイリスV、5トン未満（長さ6.60m） 244-19983福井、個人所有 ガソリン機関、船外機、2サイクル、出力66.20kW、回転数毎分5,500、3気筒、ボア86mm、使用燃料ガソリン、平成13年6月進水、平成13年4月機関製造
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1.0m
インシデントの経過等	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人2人を乗せ、釣りの目的で、福井市所在のマリーナを出航し、釣り場を幾度か変えて福井港西方沖の釣り場に至って漂流を始めた。</p> <p>船長は、釣りを終えて帰港することとし、スタータスイッチを回したところ、セルモータが異音を発して作動するものの、エンジンが始動できなかったため、幾度か繰り返したのち、運航不能と判断した。</p> <p>船長は、118番通報を行い、本船は、来援した巡視艇により、マリーナにえい航された。</p> <p>本船は、機関修理業者により点検が行われた結果、経年劣化によりセルモータのブラシ等が損耗し、セルモータが回るもののエンジンを始動できるトルクを得られない状態であることが判明し、セルモータを完備品と交換して復旧した。</p> <p>船長は、知人と共に、平成23年ごろ本船を中古で購入し、月あたり1～2回出航しており、令和3年4月ごろから、機関が掛かりにくい状況があったので、機関修理業者に依頼するなどして点検整備を行っておくべきであったと本インシデント後に思った。</p> <p>本船の船外機は、製造後約20年経過しているものの、船長が本船</p>

	と共に中古で購入した後、船外機の点検整備が行われていなかった。
分析	本船は、中古で購入されて以来、セルモータの点検整備が行われていない中、船長が、船外機を停止して漂流中、機関を始動する際、セルモータのブラシ等が損耗していたことから、セルモータが回転するものの十分な始動トルクが得られず、船外機が始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、中古で購入されて以来、セルモータの点検整備が行われていない中、船長が、船外機を停止して漂流中、機関を始動する際、セルモータのブラシ等が損耗していたため、セルモータが回転するものの十分な始動トルクが得られず、船外機が始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の船長は、主機の始動に当たり、異状を感じた場合、早めに機関整備業者に依頼し、点検整備を行っておくこと。